

農業委員会だより

いしおか

第15号

令和3年10月

—編集発行—

石岡市農業委員会

石岡市柿岡 5680-1

TEL 0299-43-1111

FAX 0299-43-6732

✉ nouiinkai@city.ishioka.lg.jp



田園風景（片野地内）

会長就任あいさつ



石岡市農業委員会
会長 小松 輿平

この度、農業委員の改選により、新たに農業委員に任命された皆様にご推举をいただき、会長に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、近年の農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、また、有害鳥獣による被害等、大変厳しいものがあります。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大による大規模な活動自粛が、農産物価格の低迷を招くなど、農業経営にも大きな影響が及ぼしました。

これらの課題に対応するため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担い手への農地集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、積極的に取り組んでまいります。

今後も、農業者の皆様、関係機関、団体と連携を図り、地域農業の発展に努めてまいりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

任期満了に伴う改選により、農業委員 14 名が市議会の同意を得て、7 月 20 日に市長より任命されました。会長に小松與平委員、会長代理に栗原茂委員が就任しました。

また、農地利用最適化推進委員 14 名が、8 月 10 日に農業委員会より委嘱され、総勢 28 名の新体制による石岡市農業委員会がスタートしました。

なお、今回選ばれた農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は、令和 6 年 7 月 19 日までとなります。

農業委員(14名)

※写真は、右から左に議席番号順に掲載



萩原重信
担当地区：柿岡



高橋 浩
担当地区：恋瀬



三輪・正
担当地区：葦穂



飯村伸一
担当地区：林



前島慎也
担当地区：関川



山口和明
担当地区：三村



高野 渚
担当地区：石岡



田上光男
担当地区：小桜



磯部進
担当地区：高浜



池田徹
担当地区：園部



小松與平
担当地区：瓦会
【会長】



高橋憲治
担当地区：小幡



花和清治
担当地区：園部



栗原茂
担当地区：石岡
【会長代理】

農地利用最適化推進委員(14名)



水谷政利
担当地区：関川



三城直良
担当地区：三村



大塙浩
担当地区：高浜



平塙賢
担当地区：石岡



高橋栄治
担当地区：石岡



平岡 孝一
担当地区：瓦会



富田 雅史
担当地区：恋瀬



本団 孝
担当地区：葦穂



廣瀬 栄
担当地区：小幡



茂垣 雅二
担当地区：柿岡



中村 剛
担当地区：小桜



宮部 誠
担当地区：林



齋藤 日出樹
担当地区：園部



久保田 正美
担当地区：園部

農業委員会の活動は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して行います！

農業委員と農地利用最適化推進委員は、農業委員会の主たる任務である農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）を効果的・効率的に推進します。

農地や農業経営等についての相談などありましたら、お気軽にお近くの農業委員または農地利用最適化推進委員までお声かけください！

農業委員会

農業委員

- 委員会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主体（これに加えて、現場活動を行うことは可能）
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更
- 農地等の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定
- 農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- 農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

農地利用最適化推進委員

- 担当区域において、現場活動を行う
- 推進委員として意見を述べる
- 指針を踏まえて現場活動を行う
- 推進委員として意見を述べる
- 推進委員として意見を述べる
- 推進委員として意見を述べる

連携

必ず推進委員の意見を聴かなければならない

推進委員に総会等への出席を求めることができる

推進委員の希望で総会等に出席することができる

連携

連携

農地中間管理機構

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

営農に役立つ情報が満載！

- 毎週金曜日発行
- 申込み・問合せ

- 月額 700 円（送料・税込み）
- 農業委員会事務局 Tel 43-1111

ご注意ください!! あなたの農地が狙われています 悪質業者の誘いに気をつけましょう

「使っていない農地を貸してほしい」「農地改良（土盛・埋め立て）を無料で行う」「謝礼を払う」などと話を持ちかけられ、安易に同意してしまうと、無許可での違法廃棄物の埋め立てや大量の産業廃棄物を捨てられ、農地としての利用ができなくなることや近隣地域への被害など、予想もしなかったトラブルになります。

これらの責任や撤去費用の負担は、違法行為者はもちろん、所有者に及ぶこともあります。手遅れにならないように、農地の提供依頼があった場合は、必ず農業委員会に相談してください。

★農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられます

農地法の罰則

3年以下の懲役または
300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

※違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにすることを言います。



農業者の老後に備える

農業者年金に加入しませんか？

次の3つの要件を満たす人は加入できます！

- ①20歳以上60歳未満
- ②年間60日以上農業に従事
- ③国民年金第1号被保険者

【問合せ】
農業委員会事務局
TEL 43-1111

- ◆少子高齢化時代に強い年金です
- ◆保険料の全額社会保険料控除
- ◆保険料の金額は自由に決められます
(月額2万円～6万7千円)
- ◆国から国庫補助を受けられる加入区分もあります



農業者年金受給者の皆様へ

～現況届について～

現況届の用紙は、毎年5月末までに、農業者年金基金から受給者に直接郵送されますので、必要事項を記入の上、必ず6月末日までに農業委員会に提出してください。現況届を提出しないと、11月以降の農業者年金の支払いが差し止めになりますので、期限内の提出をお願いします。

編集後記



高橋 小松 栗原 磯部
憲治 平茂 進
編集委員

いつもご愛読ありがとうございます。
改選に伴い新たに広報委員になりました。
今回は、農業委員と農地利用最適化推進委員の紹介を掲載しています。ぜひ、3年間保存して頂きたいと思います。これからも、本紙を通して農地等に関する情報を伝えていきますので、よろしくお願いします。

農地の賃借料情報

令和2年1月から12月までに、締結（公告）された石岡市の賃借料水準（10アールあたり）は、下表のとおりです。農地の賃借契約の際には、あくまで目安として活用ください。貸し手と借り手が話し合い、お互い納得できる額で決定してください。
(※ハス田は除く)

田	区域	平均額	データ数	畠	区域	平均額	データ数
	石岡市内	17,100円	138		石岡市内	6,900円	153

※賃借料は、複数年の契約も含みます。